

平成15年6月11日

株 主 各 位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 大津隆文

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますからご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、来る平成15年6月25日（水曜日）までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成15年6月26日（木曜日）午前10時

会 場 大阪府中央区北浜二丁目4番6号 大証金ビルディング6階会議室

会議の目的事項

報 告 事 項 第89期（自平成14年4月1日
至平成15年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書
報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第89期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第3号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役全員任期満了につき10名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以 上

（ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下
さいますようお願い申し上げます。 ）

営業報告書（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

1 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、輸出や生産等の一部に景気回復の兆しが見られたものの、雇用情勢の悪化による個人消費の低迷に加え、世界経済への先行き懸念が台頭するなど、景況感は引続き厳しい状況で推移しました。

株式市況につきましては、期初1万1千円台でスタートした日経平均株価は、政府による景気底入れ宣言などもあり景気回復期待から6月中旬にかけては比較的堅調に推移しましたが、その後は米国株式相場の急落や円高による企業業績に対する先行き懸念などからほぼ続落商状となりました。さらに年明け後はイラク情勢が一気に緊迫化したことを受け、3月中旬には20年ぶりに8千円台を割り込むなど期末にかけても冴えない展開となりました。

この間、大阪市場における制度信用取引買残高は、7月下旬に1,173億円まで増加したものの、その後は株式市況の不振を映してほぼ減少基調に推移、期末には512億円と半減いたしました。

このような情勢下にあります、当社の資金運用残高は、貸付金残高は減少したものの、現金担保付株券貸借取引等の大幅増加を主因に、4,485億円と前期に比べ2,160億円の増加となりました。当期の営業収益は、借入有価証券代り金利息の増収に対し、有価証券貸付料が大幅に減少したことから36億2千3百万円と前期に比べ9億5千7百万円の減収となりました。

一方、営業費用も有価証券借入料の減少を主因に14億3千3百万円の大幅減少となったほか、一般管理費もわずかながら減少したことから、経常利益は4億7千9百万円と前期に比べ3億4千万円の増益となりました。しかしながら当期損益におきましては、投資有価証券評価損の特別損失11億4千9百万円の計上を主因に前期に比べ6億9千7百万円減益の5億4千7百万円の当期損失となりました。

(2) 収益の内訳

資金運用

(1) 貸借取引貸付

貸借取引貸付金の期中平均残高は、上期中の信用取引買残高が比較的高水準

で推移したことから、前期に比べ52億円増の454億円となり、その収入は前期に比べ8.8%増収の2億7千7百万円となりました。

(ロ) 証券会社向け貸付

証券会社向け貸付におきましては、公社債貸付を中心に返済が高み、期中平均残高は、前期に比べ41億円減の73億円となり、その収入は前期に比べ34.8%減収の6千2百万円となりました。

(ハ) 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家向け貸付におきましては、来店を必要としない通信取引「コムストックローン」の拡大に努めるなど新たなニーズへの取組みを強化いたしました。貸付金の期中平均残高は、株式市況の不振から需資が盛り上がり、前期に比べ19億円減の334億円となり、その収入は前期に比べ4.8%減収の11億3千5百万円となりました。

(ニ) 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レポ取引）

レポ取引では、とりわけ株券レポ取引において、新規取引先の拡大に注力するなど積極的な運用に努めましたことから、期中平均残高は前期に比べ1,614億円増の3,069億円となり、その収入も前期に比べ2.1倍増収の10億9千2百万円となりました。

(ホ) 預金・有価証券運用

預金・有価証券運用におきましては、低金利下積極的な運用を手控えたことから、期中平均残高は前期に比べ302億円減の554億円となり、その収入は前期に比べ42%減収の1億3千5百万円となりました。

有価証券貸付

(イ) 貸借取引貸付

貸借取引貸付におきましては、昨年5月、金融庁の「信用・貸借取引に係る制度の見直しについて」への対応の一環として「貸借取引貸株料」を新設したほか、7月には貸株超過銘柄にかかる品貸料決定方法を、個別銘柄の需給をより反映させるため従来のテーブル方式から入札方式に移行するなど、制度のより適正かつ円滑な運営に努めてまいりました。

貸借取引貸付有価証券の期中平均残高は、前期に比べ159億円減の211億円となり、その収入は、貸株超過銘柄が減ったことによる有価証券貸付料の大幅減少から、前期に比べ73.4%減収の5億2千万円となりました。

(ロ) 債券貸借取引

債券貸借取引におきましては、上期中借入需要が堅調であったことから、成約額は前期に比べ1,817億円増の3兆7,186億円となりましたが、その収入は前期に比べ19.6%減収の2億4千4百万円となりました。

(ハ) 株券貸借取引（一般貸株）

一般貸株におきましては、株式市況の不振から、取扱額は前期に比べ1,233億円減の3,179億円となり、その収入は前期に比べ47.0%減収の1億1千1百万円となりました。

(3) 会社が対処すべき課題

わが国経済は、緩やかながら一部に回復の兆しがみえるものの、不安定な国際情勢を背景に米国経済の減速懸念が台頭するなど、景気の先行きは不透明感を一段と増しております。

当社が業務展開しております証券・金融市場においては、証券取引のネット化進展などから東京市場への集中傾向が進んでおります。

また、本年1月の証券取引清算機関や国債・社債等のペーパーレス化法施行に続き、平成16年4月を目指して株券不発行（ペーパーレス）制度導入検討が進められるなど、当社を取り巻く環境変化は、引続き大きいものがあります。

こうした動きのなか、大阪市場を基盤とする貸借取引業務は、一層効率的な運営を図るとともに、証券担保ローンにおいては、従来の店頭における対面取引、通信取引に加え、インターネット取引専門の証券会社との提携により業界初のネット取引を導入することとしております。

今後とも、証券市場の改革、変化には、その内容、動向に迅速かつ的確に対応し、これをビジネスチャンスとして捉え収益基盤の安定化を図ってまいります。

併せて内部管理面におきましても、引続きリスク管理態勢の充実・強化とコスト意識の徹底を図り、スリムで強靱な企業体質づくりに努め、今後とも証券金融の専門機関として主導的な役割を果たしつつ、社業のさらなる発展に努力していく所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 86 期 (自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)	第 87 期 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	第 88 期 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)	第89期(当期) (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
営 業 収 益	4,312 百万円	3,761 百万円	4,580 百万円	3,623 百万円
経 常 利 益	1,026 百万円	286 百万円	138 百万円	479 百万円
当 期 利 益 または 損 失 ()	580 百万円	307 百万円	150 百万円	547 百万円
1株当たり当期利益 または 損 失 ()	14.51 円	7.68 円	3.76 円	13.84 円
純資産(株主資本)	24,558 百万円	24,515 百万円	24,050 百万円	23,324 百万円

- (注) 1. 1株当たり当期利益または損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。(第88期より自己株式を控除して算出しております。)なお、当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第87期の減収は貸付金利息と有価証券貸付料の大幅減少によるものです。減益は営業利益の減収および営業外損益の減益によるものです。
3. 第88期の増収は有価証券貸付料の大幅増加によるものです。減益は営業利益の減収および特別損失の増加によるものです。
4. 第89期は1営業の概況(1)営業の経過および成果に記述のとおりです。

2 会 社 の 概 況 (平成15年3月31日現在)

(1) 主な事業の内容

当社は、証券取引法に基づく免許を受けた証券金融の専門機関であり、証券会社、金融機関、一般投資家等に対し現金・有価証券等を担保に資金または有価証券の貸付を行っております。

資 金 運 用

(イ) 貸 借 取 引 貸 付

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（買い）の決済に必要な資金を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

(ロ) 証券会社向け貸付

証券会社に対し、営業に伴って必要とする運転資金および公社債の引受、売買に伴って必要とする資金を貸し付けるものであります。

(ハ) 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家に対し、株式および公社債の購入、保有等のために必要とする資金を貸し付けるものであります。

(ニ) 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レポ取引）

当社が証券会社および金融機関等から株券または債券の借入れを行い、担保金の差入れを行う（付利金利を徴収する）ものであります。

(ホ) 預金・有価証券運用

効率的な資金運用を目的に、一定の基準に基づき有価証券等への運用を行うものであります。

有 価 証 券 貸 付

(イ) 貸 借 取 引 貸 付

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（売り）の決済に必要な有価証券を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

(ロ) 債 券 貸 借 取 引

証券会社および金融機関等に対し、売買等に伴って必要とする債券を貸し付けるものであります。

(ハ) 株券貸借取引（一般貸株）

証券会社に対し、売買等に伴って必要とする株券等を貸し付けるものであります。

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 95,500千株

発行済株式の総数 39,500千株

(注) 自己株式の消却により、会社が発行する株式の総数および発行済株式の総数がそれぞれ500,000株減少しております。

株 主 数 3,647名

大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
野村土地建物株式会社	4,869千株	12.7%	千株	%
株式会社大阪証券取引所	2,293	5.9		
野村証券株式会社	2,015	5.2		
株式会社みずほコーポレート銀行	1,666	4.3		
株式会社UFJ銀行	1,666	4.3		
株式会社りそな銀行	1,666	4.3		
株式会社三井住友銀行	1,665	4.3		
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	1,508	3.9		
財団法人資本市場振興財団	843	2.2		
日興コーディアル証券株式会社	726	1.8		

- (注) 1. 当社は、野村証券株式会社の持株会社である野村ホールディングス株式会社の普通株式84,448株(議決権比率0.0%)を所有しております。
2. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式631.65株(議決権比率0.0%)を所有しております。
3. 当社は、株式会社UFJ銀行の持株会社である株式会社UFJホールディングスの普通株式263.01株(議決権比率0.0%)を所有しております。
4. 当社は、株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式4,410,650株(議決権比率0.0%)を所有しております。
5. 当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式611.22株(議決権比率0.0%)を所有しております。

自己株式の取得・処分等および保有

(イ) 取得株式

商法第210条第1項の決議に基づく取得

普通株式 550,000株

取得価額の総額 101,274千円

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 39,357株

取得価額の総額 6,867千円

(ロ) 失効手続をした株式

普通株式 500,000株

(八) 決算期における保有株式

普通株式

375,997株

(注) 決算期後平成15年5月23日までの取得の状況は次のとおりであります。

取得株式

商法第210条第1項の決議に基づく取得

普通株式

141,000株

取得価額の総額

26,491千円

(3) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	48名	8名 減	42歳4月	17年11月
女 性	23名	-	31歳8月	11年2月
合 計	71名	8名 減	38歳11月	15年9月

(4) 企業結合の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 大証金ビルディング	百万円 60	100 %	不動産の所有、売買、貸借、管理、 保険代理およびリース業務等

企業結合の成果

連結対象会社は、株式会社大証金ビルディング（子会社）および大阪電子計算株式会社の2社であります。

また、持分法適用会社は、株式会社だいこう証券ビジネス、株式会社オーディーケイ情報システムおよび株式会社だいこうエンタープライズの3社であります。

当期の連結営業収益は62億5千5百万円、連結当期純損失は5億2千7百万円であります。

(5) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式数および議決権比率	
		千株	%
住友信託銀行株式会社	35,000 百万円		
株式会社 新生銀行	31,000	36	0.0
株式会社 りそな銀行	14,500	1,666	4.3
株式会社 静岡銀行	10,000		
農林中央金庫	4,000		
株式会社 東京三菱銀行	1,500	333	0.8
株式会社 千葉銀行	1,000	12	0.0
株式会社 京都銀行	1,000		
株式会社 中国銀行	1,000	12	0.0
株式会社 福岡銀行	1,000	12	0.0

(6) 営業所

本店	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
東京支店	東京都中央区日本橋兜町13番1号
京都支店	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
神戸支店	神戸市中央区播磨町49番地
広島支店	広島市中区紙屋町一丁目3番2号

(注) 神戸支店は、平成15年4月7日付で廃止しました。

(7) 取締役および監査役

取締役社長	大津隆文
専務取締役(総括、検査室担当)	鈴木茂
常務取締役(資金証券部、東京支店担当 資金証券部関係)	中川淳一
常務取締役(企画総務部担当)	竹内康夫
常務取締役(営業部、支店担当 東京支店資金証券部関係を除く)	岡田耕治
取締役(有価証券貸借担当)	久場直美
取締役(株式会社大阪証券取引所取締役社長)	巽悟朗
取締役(コスモ証券株式会社取締役社長)	村上朝昭
取締役	徳岡宏信
取締役	長岡壽男
常任監査役(常勤)	伊藤俊示
監査役	大石孝雄
監査役	谷本健治

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 取締役 巽 悟朗、村上朝昭、徳岡宏信、長岡壽男の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役 大石孝雄、谷本健治の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 当期中の監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 就任
- ・平成14年6月27日開催の第88回定時株主総会において、伊藤俊示氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - ・同日定時株主総会終了後、監査役 伊藤俊示氏は、監査役の互選により、常任監査役(常勤)に選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
- ・平成14年6月27日開催の第88回定時株主総会終結のときをもって、常任監査役(常勤) 松本邦紀氏は辞任いたしました。

貸借対照表 (平成15年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	477,734,059	流動負債	473,891,557
現金および預金	12,144,055	コールマネー	133,000,000
有価証券	32,332,843	売渡手形	48,000,000
貸借取引貸付金	28,761,411	短期借入金	102,994,000
一般貸付金	98,296,709	コマ-シャル・ペーパー	5,000,000
公社債貸付金	2,414,300	未払金	5,189
前払費用	8,189	未払法人税等	10,650
借入有価証券代り金	303,289,957	未払費用	98,443
繰延税金資産	302,230	賞与引当金	45,000
その他の流動資産	323,363	貸借取引担保金	4,349,539
貸倒引当金	139,000	貸付有価証券代り金	180,207,571
固定資産	20,183,593	預り金	49,047
有形固定資産	307,437	その他の流動負債	132,115
建物	65,805	固定負債	701,216
備品および器具	79,555	退職給付引当金	438,000
土地	162,076	役員退職慰勞引当金	253,916
無形固定資産	715,481	その他の固定負債	9,300
ソフトウェア	712,164	負債合計	474,592,773
電話加入権	3,317		
投資等	19,160,674	資 本 の 部	
投資有価証券	16,887,783	資本金	3,500,000
子会社株式	60,000	資本剰余金	1,729,766
長期貸付金	1,633,704	資本準備金	1,729,766
繰延税金資産	589,632	利益剰余金	18,288,132
その他の投資	656,554	利益準備金	774,100
貸倒引当金	667,000	任意積立金	17,224,000
資産合計	497,917,653	配当準備積立金	1,144,000
		別途積立金	16,080,000
		当期未処分利益	290,032
		(うち当期損失)	(547,890)
		株式等評価差額金	122,928
		自己株式	70,091
		自己株式	70,091
		資本合計	23,324,880
		負債・資本合計	497,917,653

- (注) 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有形固定資産の減価償却累計額…………… 267,568千円
- 3 リースにより使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器およびその周辺機器については、リース契約により使用しております。
- 4 担保に供している資産
 有価証券…………… 11,024,180千円 投資有価証券…………… 10,443,676千円
- 5 受入担保有価証券の時価は 259,705,328千円、このうち貸付有価証券が 10,369,621千円、再担保差入有価証券が 20,584,972千円、手許保管有価証券が 228,750,733千円
- 6 消費貸借契約により借り入れている有価証券の時価は 557,657,114千円、このうち貸付有価証券が 209,011,088千円、担保差入有価証券が 104,855,570千円、手許保管有価証券が 243,790,456千円
- 7 投資有価証券のうち、消費貸借契約による貸付有価証券の時価は 4,608,728千円
- 8 子会社に対する長期金銭債権 1,579,206千円、長期金銭債務 9,300千円
- 9 1株当たり当期損失 13円84銭
- 10 役員退職慰勞引当金は商法第287条ノ2に該当します。

損 益 計 算 書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日)

科 目		金 額	
経常損益	営業	営業収益 貸付金利息 借入有価証券代り金利息 預金・有価証券利息 受取手数料 有価証券貸付料 千円 3,623,215 千円	
	損	営業費用 借入金支払利息 コマーシャル・ペーパー利息 貸付有価証券代り金利息 有価証券借入料 支払手数料 132,768 15,695 96,736 723,229 107,292	
	益	一般管理費 2,224,662	
	損	営業利益 322,829	
	益	営業外収益 受取利息 株式配当金 念株配当金 その他営業外収益 35,206 67,932 8,334 59,235	
	損	営業外費用 雑損 14,353	
	益	経常利益 479,185	
	特別損益	特別損失 投資有価証券評価損 退職給付費用 貸倒引当金繰入 1,149,550 74,964 201,000	
			税引前当期損失 法人税、住民税および事業税 法人税等調整額 当期損失 前期繰越利益 自己株式消却額 当期末処分利益 946,329 9,496 407,935 547,890 929,664 91,740 290,032

- (注) 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2 子会社への営業費用 128,928千円
 子会社との営業取引以外の取引高 64,735千円
 3 退職給付に係る年金資産の時価下落相当分 74,964千円は、特別損失として計上しております。

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの…移動平均法による原価法
- 2 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、一部陳腐化の著しい固定資産については、見積耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 4 リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 5 消費税等の処理方法
 - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
 - ただし、資産に係る控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。
- 6 利息計上区分の変更
 - 従来、預金・有価証券利息（当期135,428千円）については営業外収益に、これに対応する費用を支払利息（当期30,243千円）として営業外費用にそれぞれ計上してはりましたが、当期からこれを営業収益、営業費用にそれぞれ計上することに変更しております。
 - この変更により、従来の方法に比べ営業利益105,184千円増加しておりますが、経常利益および税引前当期損失に影響はありません。
- 7 金融商品会計基準
 - 有価証券の消費貸借契約による借入・貸付有価証券および担保受入・差入有価証券等につきまして、前期は貸借対照表に計上してはりましたが、当期から貸借対照表に計上せず注記事項としております。この変更により、従来の方法に比べ総資産額が618,201,644千円減少しております。
- 8 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準
 - 当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年2月21日 企業会計基準第1号）を適用しております。これによる当期の損益に与える影響は、軽微であります。
- 9 1株当たり当期純利益に関する会計基準等
 - 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
 - なお、同会計基準および適用指針を前期に適用した場合の1株当たり当期純利益は3円50銭であります。

[記載方法の変更]

商法施行規則の制定に伴い、貸借対照表の資本の部の表示を従来の資本金、法定準備金および剰余金という区分から資本金、資本剰余金および利益剰余金という区分に変更しております。

利益処分案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	290,032,946 円
これを次のとおり処分します。	
株 主 配 当 金 1 株 につ き 6 円	234,744,018
次 期 繰 越 利 益	55,288,928

独立監査人の監査報告書

平成15年5月14日

大阪証券金融株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松田 紘典 印
関与社員

関与社員 公認会計士 小竹 伸幸 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、大阪証券金融株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第89期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針の注記6に記載のとおり、会社は当営業年度に預金・有価証券利息およびこれらに対応する支払利息を営業外損益から営業損益に計上区分を変更したが、この変更は金額的重要性があり、当営業年度より資金運用基準を本業に準じた取扱いに改正したことにより、より合理的に損益状況を開示するためのものであり、相当と認める。

また、重要な会計方針の注記7に記載のとおり、会社は当営業年度に消費貸借契約の借入・貸付有価証券および担保受入・差入有価証券等を、貸借対照表に計上する方法から注記とする方法に変更したが、この変更は金融商品会計に関する実務指針の改正の経過措置の終了に伴うものであり、相当と認める。

- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第89期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において実地調査を行い、子会社に対し定期的に営業の報告を求め、会計監査人から随時監査に関する報告を受け、また計算書類等につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか必要に応じて当該取引の状況を詳細に調査しました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案については、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成 15 年 5 月 21 日

大阪証券金融株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 伊藤俊示 印

監査役 大石孝雄 印

監査役 谷本健治 印

(注) 監査役 大石孝雄および監査役 谷本健治は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権行使についての参考書類

1 総株主の議決権の数

38,237個

2 議案および参考事項

第1号議案 第89期利益処分案承認の件

本議案の内容は、13頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい折ではあります。企業体質強化のため内部留保の充実に努めつつ、安定した配当の維持にも意を用い、株主配当金につきましては、1株につき6円といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は商法第212条の規定に基づき、取締役会の決議により当営業年度中に当社普通株式500,000株を消却いたしましたので、現行定款第5条（株式の総数）について所要の変更を行うものであります。

「商法等の一部を改正する法律」（平成14年 法律第44号）が平成15年4月1日付で施行され、買増制度が設けられたことに伴い、単元未満株式を有する株主の皆様のご便宜を図るため、および株券失効制度が設けられたことに伴い、新たに定款第7条（単元未満株式の買増し）を新設し、現行定款第7条（名義書換代理人）および第8条（株式取扱規則）について所要の変更を行うものであります。

上記の商法改正により、株主総会の特別決議の定足数について定款に規定することにより、総株主の議決権の3分の1まで引き下げることができることとなりましたので、現行定款第12条（決議の方法）に規定の追加を行うものであります。

新たに定款第7条の新設により、現行定款第7条から第34条までを1条ずつ順次繰り下げるとともに、附則についても所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>[新 設]</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、9,550万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 [現行どおり]</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、<u>これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 [現行どおり]</p> <p>第12条 [現行どおり]</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第14条 }〔略〕</p> <p>第24条 }</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 }〔略〕</p> <p>第32条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条 〔略〕</p> <p>第34条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行なう。</p> <p>第14条 〔現行どおり〕</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 }〔現行どおり〕</p> <p>第25条 }</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 }〔現行どおり〕</p> <p>第33条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条 〔現行どおり〕</p> <p>第35条 〔現行どおり〕</p> <p>附 則</p> <p>第29条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>

第3号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、商法第210条の規定に基づき、本総会終結のときから次期定時株主総会終結のときまでに、当社普通株式100万株、取得価額の総額2億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第4号議案 取締役全員任期満了につき10名選任の件

取締役 大津隆文、鈴木 茂、中川淳一、竹内康夫、岡田耕治、久場直美、巽 悟朗、村上朝昭、徳岡宏信、長岡壽男の各氏は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいのであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	当社株式 所有数	当社との 利害関係
1	大津 隆文 (昭和15年2月12日生)	昭和37年4月 大蔵省入省 平成元年6月 同省銀行局保険部長 平成2年6月 同省印刷局長就任 平成3年6月 電源開発株式会社常務取締役就任 平成5年7月 日本証券業協会常務理事就任 平成7年7月 同協会専務理事就任 平成10年5月 当社顧問就任 同 年6月 当社取締役社長就任現在に至る 平成13年6月 大阪電子計算株式会社取締役就任現在に至る 株式会社大証金ビルディング取締役就任現在に至る	51,000株	なし
2	鈴木 茂 (昭和19年2月4日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 昭和59年11月 同行大阪支店文書課長 昭和62年4月 同行審査役 平成4年4月 同行検査役 同 年9月 同行甲府支店長 平成7年2月 同行審査役 同 年6月 当社常務取締役就任 平成10年6月 当社専務取締役就任現在に至る	23,000株	なし
3	中川 淳一 (昭和20年2月18日生)	昭和44年4月 日本銀行入行 平成元年11月 同行電算情報局計算課長 平成2年5月 同行電算情報局システム運用課長 平成5年7月 同行審査役 平成7年5月 同行小樽支店長 平成10年5月 同行人事局参事 同 年6月 当社常務取締役就任現在に至る	18,000株	なし

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴	当社株式所有数	当社との利害関係
4	竹内康夫 (昭和22年12月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 当社資金経理部長 平成9年6月 当社営業部長 平成10年6月 当社取締役営業部長就任 平成12年6月 当社取締役企画総務部長就任 平成13年6月 当社常務取締役就任現在に至る 株式会社だいこう証券ビジネス取締役就任現在に至る 株式会社大証金ビルディング取締役就任現在に至る	6,000株	なし
5	岡田耕治 (昭和21年12月8日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 当社企画部長 平成10年6月 当社取締役企画部長兼総務部長就任 同 年7月 当社取締役企画総務部長就任 平成12年6月 当社取締役営業部長就任 平成13年6月 当社常務取締役就任現在に至る	7,000株	なし
6	久場直美 (昭和23年2月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年4月 当社証券部付部長兼貸債券室付室長 平成12年4月 当社証券部長兼企画総務部付部長 同 年12月 当社参事役就任 平成13年6月 当社取締役参事役就任現在に至る	31,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	当社株式 所有数	当社との 利害関係
7	巽 悟 朗 (昭和10年7月18日生)	昭和36年4月 光世証券株式会社を設立 同社取締役社長就任 昭和62年12月 日本証券業協会大阪地区協 会地区会長就任 昭和63年6月 当社取締役就任 平成4年6月 当社取締役退任 日本証券業協会大阪地区協 会地区会長退任 平成6年6月 当社取締役就任現在に至る 同 年7月 日本証券業協会大阪地区協 会地区会長就任 平成12年6月 日本証券業協会大阪地区協 会地区会長退任 光世証券株式会社取締役社 長辞任 大阪証券取引所理事長就任 平成13年4月 株式会社大阪証券取引所取 締役社長就任現在に至る	0株	なし
8	村 上 朝 昭 (昭和10年2月1日生)	昭和33年4月 株式会社大和銀行入行 昭和62年12月 コスモ証券株式会社取締役 就任 昭和63年12月 同社常務取締役就任 平成6年6月 同社専務取締役就任 平成8年3月 同社取締役副社長就任 平成9年4月 同社取締役社長就任現在に 至る 平成13年6月 当社取締役就任現在に至る 同 年7月 日本証券業協会大阪地区協 会地区会長就任現在に至る	0株	後記欄外 (注) 参照
9	徳 岡 宏 信 (昭和11年3月24日生)	昭和33年4月 株式会社神戸銀行入行 昭和62年6月 同行取締役就任 平成3年4月 同行常務取締役就任 平成5年6月 同行専務取締役就任 平成7年5月 同行取締役就任 同 年6月 当社取締役就任現在に至る 神戸土地建物株式会社取締 役社長就任	0株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	当社株式 所有数	当社との 利害関係
10	長岡 壽男 (昭和13年4月3日生)	昭和36年4月 株式会社大和銀行入行 平成3年6月 同行取締役就任 平成6年6月 同行常務取締役就任 平成10年6月 大和銀総合管理株式会社取締役社長就任 平成13年6月 当社取締役就任現在に至る	0株	なし

(注) 略歴欄中 印は、他の会社の代表状況を示しております。
コスモ証券株式会社は、有価証券担保貸付を行っております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 大石孝雄氏は本総会終結のときをもって辞任されますので、その補充として監査役1名の選任をお願いしたいのであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	当社株式 所有数	当社との 利害関係
吉富 啓祐 (昭和15年3月28日生)	昭和38年4月 株式会社富士銀行入行 平成3年6月 同行取締役就任 平成5年9月 富士投信株式会社取締役社長就任 平成10年6月 日本電産シンゴ株式会社取締役副社長就任 平成12年6月 日本酸素株式会社常勤監査役就任現在に至る	0株	なし

第6号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

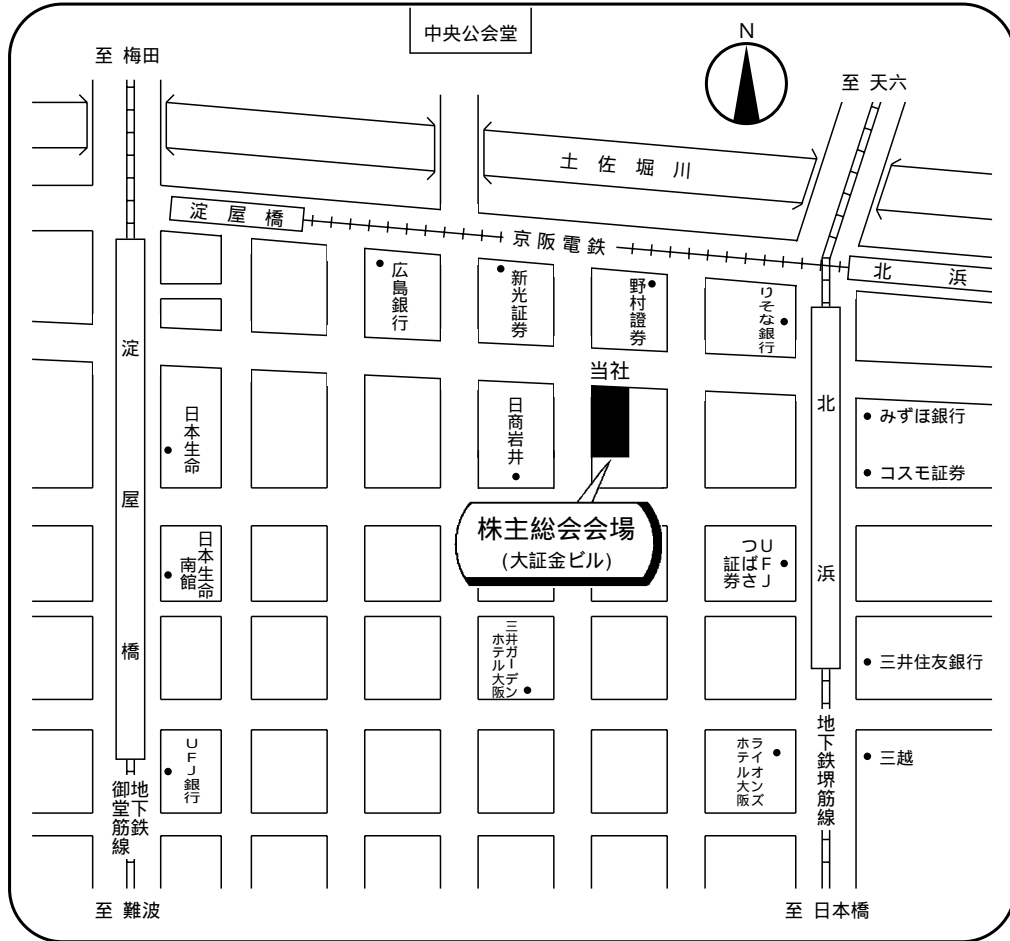
本総会終結のときをもって監査役を辞任されます大石孝雄氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、従来の慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は監査役の協議にご一任願いたいのであります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大石 孝雄	平成11年6月 当社監査役就任現在に至る

以上

株主総会会場ご案内略図



交通機関 京阪電鉄「北浜」下車 徒歩約5分
 地下鉄(堀筋線)「北浜」下車 徒歩約5分
 地下鉄(御堂筋線)「淀屋橋」下車 徒歩約10分

なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承
 下さいますようお願い申し上げます。